

第六条 市区町村長ハ第二条又ハ第五条ニ該当スルモノアリタルト

キハ毎年度八月三十一日迄ニ第三条ニ該当スルモノアリタルトキハ其ノ都度左記各号ノ事項ヲ具シ之ヲ知事ニ上申スヘシ

一 第二条ニ該当スルモノ

(一) 組合ノ名称所在地

(二) 組合ノ区域組合員

(三) 組合ノ代表者

(四) 毎年度別県税科目別賦課額及納付額

(五) 組合ニ於テ納税奨励ノ為メ施設シタル事績概要

(六) 其ノ他必要ト認ムル事項

二 第三条ニ該当スルモノ

(一) 組合ノ名称所在地

(二) 組合ノ区域及組合員数

(三) 組合ノ代表者

(四) 組合ノ規約

(五) 組合ノ一年度間県税納付見込額

(六) 設立以来ノ組合事績ノ概要

(七) 其他必要ト認ムル事項

三 第五条ニ該当スルモノ

(一) 功労者ノ氏名又ハ団体名及住所又ハ所在地

(二) 履歴又ハ目的ノ概要

(三) 事績

(四) 其ノ他必要ト認ムル事項

第七条 税務出張所長ハ第四条ニ該当スル市区町村又ハ納税組合ヲ

調査シ毎年度八月三十一日迄ニ左記各号ノ事項ヲ具シ之ヲ知

事ニ上申スヘシ

一 市区町村名又ハ組合員数

二 前年度以前各等所定期間ノ県税年度別科目別賦課額及納

付額

三 納税事務整理状況

四 其ノ他必要ト認ムル事項

第八条 税務出張所長ニ於テ市区町村吏員中徴税事務ノ成績優良ニ

シテ第五条ニ該当スト認ムルモノアルトキハ毎年度八月三十

一日迄ニ第六条第三号ノ事項ヲ具シ之ヲ知事ニ上申スヘシ

附 則

本規程ハ告示ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二条ノ規程ハ昭和六年度第

四条ノ規程ハ昭和六年度以前ノ事実ニ付キテモ亦之ヲ適用ス

本規程ニ定ムル上申ノ期限ハ昭和七年度ニ限り九月三十日トス

〔神奈川県公報〕号外

ヲ中心トシテ督励致ス方針ノ趣ニ付特ニ申添候

(仙石原村農会「農会書類綴」(昭和七年)箱根町役場蔵)

一四 養蚕実行組合設置奨励に関する件通知

一五 足柄下郡町村長会の時局匡救に関する

調査報告

足農取第三六三号

昭和七年九月三日

足柄下郡農会長

イ 資金疏通問題

時局匡救ニ関スル調査(評議員会ニ於テ決定ノモノ)

町村農会長殿

1 不動産資金化ノ状況

養蚕実行組合設置奨励ニ関スル件
今回政府ニ於テ蚕業匡救対策トシテ桑園整理改植奨励夏秋蚕繭共同

本郡ハ関東大震災ノ為メ蒙レル災害ノ為メ個人ノ不動産ハ大部
分資金化シテ担保物件ニ供セラレ居ルカ依然滞納ノ状況ニアリ

保管助成及養蚕業ノ応急対策指導督励ニ関スル経費ヲ昭和七年度追

今回ノ時局匡救ノ恩典ニアスカラス

加予算トシテ臨時議會ニ提出相成候

2 産業組合ニ対スル低資融通状況

右ハ孰レモ養蚕業者ニ有利ナル事業ニシテ議會通過ノ上ハ急速実施
ノ事ト存候モ其ノ内容ヲ窺フニ養蚕実行組合員ニアラザレバ其ノ恩

本郡ノ各産業組合ハ低資融通ノ申込ミヲナシ居レ共未タ供給ヲ
受ケタルモノナシ

惠ニ浴スルコト能ハザル次第ニ有之候条此際養蚕実行組合員ニアラ

3 蚕系低資融通ノ模様 該当ナシ

ザル養蚕業者ハ急速ニ養蚕実行組合ヲ設立スルカ或ハ既設ノ養蚕実

4 各種公共団体低資融通ノ状況 第二項ニ同シ

行組合ニ加盟シ其ノ利益ヲ均霑スル様特ニ御配慮相成度此段及移牒

5 其他関係事項 ナシ

候也

ロ 負債整理問題

第1章 国民更生 経済更生運動

追而今后政府及県ニ於ケル養蚕業ノ保護奨励ハ総テ養蚕実行組合

1 負債ノ状況ト之カ整理ニ対スル地方ノ要望

- 本郡ハ関東大震災ノ為メ公私ノ負債莫大ナル増加ヲナシ其整理ニ苦シメルカ個人ノ負債ハ各銀行ニ提供セル担保物件ヲ以テ利率五分位ノ長期債ニ借換ヘヨナス途ヲ講セラレムコトヲ要望ス
- 2 金銭債務臨時処理法実施ノ成績
相当ノ効果ヲ収メ債権債務両者共ニ満足セル模様ナリ
- 3 其他関係事項 ナシ
- ハ 産業統制問題

- 1 蚕価並米価ノ変化及影響
蚕価ハ稍好望ナレトモ米価ハ依然トシテ上騰セサルタメ本郡農家ハ尚疲弊ノ極ニアリ
- 2 右両者ニ対スル今後ノ対策希望
生繭価ハ一メ七円米価ハ四斗一俵十二円ノ公価ヲ維持センコトヲ要ス
- 3 農漁山村及中小商工業ノ収支経済状態並生活ノ状況
凡テ収支償ハス其ノ生活状態ハ暗胆タリ^(ママ)
- 4 其他関係事項 ナシ
- ニ 公共事業問題
- 1 土木事業実施ニ対スル政府ヨリノ指令内容及予算分布状態余リニ少額ニシテ焼石ニ水ノ如シ

- 2 各府県ノ各種土木事業ノ選択実施ノ状況
郡町村長会ノ調査権内ヲ超越セルヲ以テ不明ナリ
- 3 土木事業ニ伴フ地方負担ノ状況
地元負担ノ財源ナク各町村共借入ノ止ムヲ得サル状況ナリ依テ工事費ノ半額ヲ着工許可ト同時ニ交付シテ賃金支払ノ円滑ヲ期セラレタシ
- 4 其他関係事項 ナシ

ホ 其他ノ事項

- 1 払下米配給ノ状況ト其影^[豊脱]
本郡ノ払下米ハ昭和七年内ニ於テ四万七八千俵ニ及ヒタルモ各町村共比較的公平ニ配給セラレシカ其影響ハ消費者多キ町村ニハ大ニ喜ハレタルモ生産者多キ町村ニハ其産米ノ価格ニ悪結果ヲ来セリ尚払下米ノ下級消費者ニ配給スル途ナカリシハ遺憾ナリトス
- 2 各地ニ於ケル思想的運動ノ状況
イ 左右両系ノ思想運動 不明
ロ 労働運動 ナシ
ハ 小作争議等 ナシ
- 3 軍需品工業ニ関スル事項 ナシ

4 失業者ノ状態

本部ニハ各町村ニ失業者アリタレ共今回ノ匡救事業ニ依リ幾分
緩和セラル、見込ナリ

5 其他関係事項

(仙石原村役場) 「神奈川県
足柄下郡
小田原外廿五ヶ町村組合
村長 会書類級 (昭和七―八年)箱根町
役場蔵」

一六 神奈川県農村匡救耕地拡張改良事業補助

規則

神奈川県令第七十六号

農村匡救耕地拡張改良事業補助規程左ノ通定ム

昭和七年十月二十五日

神奈川県知事 横山 助成

農村匡救耕地拡張改良事業補助規則

第一条 農村匡救ノ目的ヲ以テ耕地ノ拡張改良事業ヲ施行スル者ニ

対シ知事ニ於テ適當ト認ムル場合本則ノ定ムル所ニ依リ毎年
度予算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二条 補助金ハ耕地ノ拡張改良事業ニ要シタル工事費(開墾助成

法ニ依ル二年量ノ開墾事業ニ付テハ事業費)ニ対シ知事ニ於

テ之ヲ査定シ昭和七年度ニ於テハ左ノ歩合ニ依リ之ヲ交付ス
但シ昭和八年度以降ノ歩合ニ付テハ更ニ之ヲ定ム

一 開墾助成法ニ依ル二年量ノ開墾事業 百分ノ二十

二 小開墾事業(災害復旧事業ヲ含ム) 百分ノ七十

三 小用排水事業 百分ノ七十

四 暗渠排水事業 百分ノ七十

五 小設備事業 百分ノ七十

開墾助成法ニ依ル二年量ノ開墾事業ハ一団地ノ施行面積五町
歩以上小開墾事業ハ同三反歩以上五町歩未満(但シ災害復旧

事業ニ付テハ同三反歩以上)小用排水事業ハ支配地積五町歩

以上五百町歩未満暗渠排水事業ハ同三反歩以上小設備事業

(耕地ニ関スル道路提塘井
堰樋管樋門等ノ改良新設)ハ一箇所工事費三百円以上ノモノニ

限ル但シ開墾助成法ニ依ル二年量ノ開墾事業ヲ除キタル以外

ノ事業ニ付テハ土地ノ状況ニ依リ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ

得

第三条 前条ノ工事費トハ工事ノ為ニ支出シタル一切ノ金額(夫役

現品ノ換算金ヲ含ム)中ヨリ工事監督費事務費ノ類ヲ除キタ

ルモノ即チ入夫賃材料費敷地買収費補償費ノ類ヲ謂フ

第四条 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ工事著手前様式第一号ニ

依ル申請書ニ様式第二号ノ設計書ヲ添付シ知事ニ提出スヘシ
前項ノ設計書ヲ変更セムトスル者ハ変更設計書ヲ添付シ知事
ニ申請スヘシ

数人共同シテ事業ヲ行フ場合ニ在リテハ代表者ヲ定メ其ノ正
当ナルコトヲ証スル書面及事業施行ニ関スル契約書ノ謄本ヲ
申請書ト共ニ差出スヘシ

第五条 知事ニ於テ前条ノ申請書ヲ受理シ補助金ヲ交付スヘキモノ
ト認メタルトキハ指令書ヲ交付ス

第六条 工事ノ指導又ハ監督ヲ受ケムトスル者ハ様式第三号ニ依リ
技術員ノ派遣ヲ知事ニ申請スルコトヲ得

第七条 工事ニ著手シ又ハ竣功シタルトキハ遅滞ナク知事ニ届出ツ
ヘシ

第八条 補助金ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ様式第四号ニ依リ補助
金請求書ニ様式第五号ノ工事出来形並工事費(又ハ事業費)
精算調書ヲ添付シ知事ニ提出スヘシ

第九条 補助金ハ工事出来高ニ対シ出納並出来形検査ノ上年四回以
内ニ分割交付ス但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十条 補助金ノ交付ヲ受クル者ハ事業ノ施行及経費ノ収支ニ関シ
該当官吏又ハ吏員ノ指揮命令又ハ検査ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一条 左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ

変更シ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ス
ルコトアルヘシ

一 本則又ハ本則ニ基キ発スル命令ニ違背シ其ノ他不正ノ行為ア
リト認メタルトキ

二 工事ノ出来形不完全ナリト認メタルトキ

三 工事ノ竣功ノ見込ナシト認メタルトキ

四 事業ヲ廃止シタルトキ

附 則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一号

何々事業費又ハ何々工事費補助金交付申請

昭和 年度ニ於テ別紙設計書ニ依リ何々事業又ハ何々工事施行致
度候ニ付神奈川県農村匡救耕地拡張改良事業補助規則ニ依リ補助金
御交付相成度此段申請候也

年 月 日

住 所

工事施行者又ハ代表者 氏 名 印

知事宛

様式第二号

設計書

- 一 事業施行地ノ現況
- 二 工事計画説明
- 三 工事ノ仕様
- 四 工事施行後ニ於ケル土地ノ地目別地積
- 五 工事ノ著手及竣功ノ予定時期
- 六 工事費其ノ他一切ノ費用予算並明細書
- 七 事業施行地ノ現形及予定図

備考

- 一 事業施行地ノ現況ハ施行地区ノ位置地積土地ノ現状等記述ノコト

- 二 工事費其ノ他一切ノ費用予算ハ各年度別ニ工事費ニ付テハ各工種別ニ事務費ニ付テハ給料及報酬旅費備品費消耗品費通信運搬費測量製図費雜費等各科目別ニ詳記ノコト
- 明細書中夫役現品ニ付テハ種目数量及換算金額ヲ記載シ其ノ換算ノ基礎ヲ具体的ニ説明ノコト

様式第三号

何々工事指導(又ハ監督)申請

一 指導(又ハ監督)事項

何々

二 指導(又ハ監督)希望時期

三 何々

右工事指導(又ハ監督)相受度候ニ付吏員御派遣相成度此段申請候也

年月日

住所

右工事施行者又ハ代表者 氏名印

知事宛

様式第四号

何々事業費又ハ何々工事費補助金請求書

金 円 昭和何年 自何月何日 至何月何日 何々事業費又ハ工事費精算額

右何年何月何日神奈川県指令第 号ニ依リ何々事業又ハ何々工事施行致候ニ付補助金御交付相成度別紙工事出来形並事業費又ハ工事

費精算調書添付此段請求候也

年月日

住所

右工事施行者又ハ代表者 氏 名 印

知事宛

小土発第一三七号

昭和八年六月二十九日

小田原土木出張所長(印)

様式第五号

仙石原村長殿

事務打合会議開催ノ件

七月四日(火曜)午前九時ヨリ元郡庁舎会議室ニ於テ農振工事其他事務打合会議開催致度候条可相成土木事務主任者帯同定刻迄ニ御参集相成度此段及通知候也

迫而一般土木事務ニ関シ提案事項有之候ハ、其節御提示共ニ研究致度候ニ付申添候

〔別冊〕

〔表紙〕

土木事務会議案

小田原土木出張所

昭和八年度農振土木事業其他事務打合会議案

昭和八・七・一 小田原土木出張所

科目	予算額	昭和何年何月何日(前回)迄ノ出来形歩合	同精算額上	自昭和何年何月何日迄出来形歩合	同精算額上	残工事費	附記
何々	円		円	全部	円	円	
何々				分			
何々		反歩		反歩			
計							完了

〔神奈川県公報〕第六二二号

第1章 国民更生 経済更生運動

一 協議事項
○協議事項
雑費ノ支途ニ関スル件

1 六分以内

2 二分シ町村長扱 土木出張所長扱

3 土木出張所扱ハ現金前渡ノ取扱ト致シタシ

4 技術及事務員給料諸手当通信費諸用紙其他消耗品代ニ当ツ

5 給料賞与ニ付テハ事務主任委任ヲ受ケ支払ヲナス

6 通信費ハ土木出張所長ノ証明ニ依リ支出ス

7 消耗品其ノ他ハ各商店ヨリ請求セシメ所長証明ノ上支出ス

8 毎月末支出計算書ヲ二通作製シ町村長会長ト土木出張所長ト

ニ保管ス

9 現金出納簿経理支出整理簿ニ依リ処理ス

10 以上ノ取扱ニ付テハ経理課長ヨリ更ニ詳細指示ヲ受クル筈ニ

テ大略ノ骨子ナルヲ以テ御了承セラレタシ

二 技術及事務員採用ニ関スル件

1 本年度ハ賞与支出モ包含セラル、コト

三 諸用紙共同調製ニ関スル件

1 工事執行同工事ヶ所調書施行認可申請請負条件就労状況報告

昨年ヨリ増加

四 測量杭木及手伝人夫提供ニ関スル件

○指示事項

一 補助率ニ関スル件

1 前年ノ通り七割五分補助ナルコト

二 予算決議ニ関スル件

1 此ノ場合治水工事アルモノニシテ随意契約ニ依ラントスルモ

ノニ対シテハ町村会ノ同意決議ヲ失念セザルコト

三 直管請負ノ区分ニ関スル件

1 監督雑費計算率ニ相違アルガ故ナリ

四 工事施行ニ関スル件

市町村土木工事起工ヶ所ノ選定工事執行方法労働者使用方法等ニ

関シテハ前年ノ例ニ依ルベキハ勿論ナルモ尚左記事項ニ付特ニ留

意シ共ニ自奮自励一層能率シ向上シ昨年ニ倍加セル良績ヲ挙ケシ

メラル、様鋭意努力セラレタシ

1 起工ヶ所ノ選定ニ付テハ経済ヲ考慮シ効果至大ナルヶ所ニシ

テ努力費亦多キ工事ヲ選択スベキハ勿論ナルモ更ニ路線ノ重要

性ヲ思考シ最モ改良効果大ナルモノヲ選定シ特ニ数ヶ所ニ涉ラ

サル様留意セラル、コト尚河川工事ニ付テハ指定セル河川ニノ

- ミ使用ノコト
- 2 工事ノ選択ニ当リ地方的勢力ニ動かサレ或ハ其ノ他ノ情実ニ禍サレ不急ナル事業ヲ起工シ又ハ部落間ニ於テ事業ノ争奪ヲ醸スガ如キコトナカラシムルコト
- 3 工事ハ必ス年度内ニ完成セシムルノ要アルヲ以テ速ニ起工ケ所ヲ決定シ各地方ニ於ケル農閑期ヲ利用随時工事ニ着手セシメ遅クモ十二月末日迄ニハ竣功ヲ期セシムル方針ヲ以テ指導監督スルコト從テ一度起工ケ所ノ決定ヲ見タル場合ハ特別ノ事由アルモノニセヨ再ビ変更セサル様特ニ留意セララルコト
- 4 特別ノ事由ニ依リ府県道ヲ市町村事業トシテ改良ヲ為ス場合ニ於ケル補助率モ町村事業ニ於ケルト同様四分之三トス而シテ右事業ハ特ニ之カ設計監督ニ留意シ将来府県道トシテノ効用ヲ發揮スルニ遺憾ナカラシムルコト
- 5 道路ハ道路工事執行令其ノ他ハ神奈川県工事執行規程ニ準ズルコト
- 6 地元部落請負ノ方法ニ依リ執行スル場合ハ特ニ左記各項ニ留意セララルコト
 - イ 設計金額ヲ以テ部落ニ請負ハシムルコト
 - ロ 下請負ハ之ヲ認メザルコト已ヲ得サル事由ニ依リ下請ヲ

- ナス場合ニアリテハ請負ノ方法条件ニ付キ土木出張所長及町村長ノ承認ヲ受ケシムルコト
 - 7 工事ニハ必ズ地元及隣接町村ノ住民ヲシテ就勞セシムルコト
 - イ 特ニ生活困難ナルモノヲ優先シテ就勞セシムルコト
 - ロ 就勞圈内ニ於ケル町村ニアリテハ就勞者名簿ヲ調製シ就勞ノ機会ヲ均等ナラシムルコト
 - ハ 就勞圈内ニ内務省直轄工事又ハ県施行ノ工事アル場合ハ各関係者ト就勞者ノ割当数ヲ速ニ協定スルコト
 - ニ 賃金ハ可成日払トスルコト
 - 8 町村ノ負担ヲ軽減スル目的ヲ以テ勞力ノ提供又ハ勞力費ノ寄付ヲ強要スルカ如キコトナキ様特ニ留意セララルコト
 - 9 職工人夫賃金ハ設計単価ヨリ二十錢以上扣除セザルノ件
- (参考)

等級別	賃 金			摘 要
	大工	石工	石積工人夫	
一等地	二・〇〇 ^円	二・三〇	一・三〇	温泉 芦ノ湯 箱根 元箱根 宮城 野 仙石原 小田原 片浦 真鶴 岩 吉浜 湯本 早川 湯河原
二等地	一・八〇	二・〇〇	一・三〇	国府津 酒匂 大窪
三等地	一・六〇	一・八〇	一・〇〇	一、二等地以外ノ町村

五 報告書類ニ関スル件

1 就労状況報告ハ昨年度ノ成績ヲ見ルニ実ニ不成績ト云ハサルヲ得ス一ヶ町村ノ報告ナキ為メ下郡全部ノ不成績トナリシヲ以テ本年度ハ必ず期限ヲ違ヘサル様セラル、コト

2 工事^(マ)功程報告ハ毎月十五末日現在ニヨリ町村ヨリノ報告ヲ取纏メ報告スベキニ依リ毎期所定ノ期日内ニ報告セラル、コト

六 砂利砂及石材無料採取ニ関スル件

道路愛護作業ト同様申出ニ依リ採取シ得ヘキニ付係員ト打合セノコト

七 農村振興土木工事費ノ経理ニ関スル件

前年度ニ於ケル標記工事ノ執行ニ当リ結果県下ニ於テ左記ノ如キ不備アルヲ認メタルニ依リ本年度ニ在リテハ之等欠点ナキ様充分留意セラレタシ

イ 事業費精算ニ当リ配当工事費額ニ符合セシムル為殊更ニ事實ニ反スル証憑書ヲ作成セルモノアリ右ハ事實ニ依リ精算ヲ為スコト

ロ 雑費ノ支出ニ当リ事業費ニ対スル一定歩合ノ額ハ必ず支出スルヲ要スルモノト誤解シ^(マ)事實ナキ仮空ノ支出ヲ為セルモノアリ前項同様精算ヲ為スコト

八 町村道ノ維持管理ニ関スル件

町村道ノ維持管理ニ関シテハ注意ヲ促スマデモナキ義ナレ共農村振興事業トシテ前年来施行ニ係ルモノ、内路線認定ノ変更道路区域ノ決定又ハ道路ノ供用開廢等道路法ノ規定ニ依ル手續洩レノモノ又ハ買取若ハ上地ニ依ル用地ノ登記未済ノモノ等ハ速ニ其ノ手續ヲ完了スルト同時ニ非常時農村対策トシテナシタル本事業ノ効果ヲ永遠ニ保持センガタメ一層道路愛護ノ奉仕ノ精神ノ涵養ニ努力セラレタシ

九 農振土木事業施行ニ当リ理事者ノ責任ニ関スル件

農村振興土木事業施行ニ関シ工事監督其他出来得ル限り県ニ於テ之ヲ為スト雖第一次責任監督ハ管理者タル町村長ニ在ルハ今更事新シク申ス迄モナキ義ナレ共偶々然ラザル町村ノナキニシモアラズ昨年度ノ施行ニ付経験ヲナメタル事實アルヲ以テ此ノ点篤ト留意セラレタシ

十 所属所員明示ニ関スル件

十一 農村振興土木事業雜費割当ニ関スル件

十二 雜費納入期厳守ニ関スル件

每期(二十日限)遅滞ナク納入セラル、コト

十三 其ノ他ノ事項ハ前年ノ例ニ依ル

第1章 国民更生 経済更生運動

〔別表二〕

所員受持区域表

昭和八年六月一日改正 小田原土木出張所

受持区域	官職	氏名
庶務一般 会計事務 農振土木事業々務(庶務主任)	土木書記	平本 国豊
經常工事 經理事務 生産物払下出願及取締 道路變護事務 砂利運搬自動車事務 道路河川無断占用取締其他雜件	助 手	佐藤 熊市
国道一号线改修事務 一般箱根真鶴線事務 備品管理	土木工手	石川 忠治郎
小田原町 早川村 (技術主任)	土木路技手	小野 熊一

国府津町	二、五〇〇	二、二七三	二、一四九	三五	三五	九二〇
下中村	三、〇〇〇	二、七二八	二、一八九	四二	四二	
前羽村	一、六〇〇	一、四五五	一、六一九	四二	四二	
田島村	一、五〇〇	一、三六四	一、四八四	二二	二二	
下曾我村	二、六〇〇	二、三六四	二、四七三	二一	二一	
上府中村	四、〇〇〇	三、六三七	三、七二六	三七	三六	三七
下府中村	二、〇〇〇	一、八一九	一、八八七	二八	二八	
豊川村	二、七〇〇	二、四五五	二、五四八	七八	三八	
計	一四一、〇〇〇	一二八、八〇六	一三三、九六八	一、五三〇	一、五二七	九二〇

仙石原村	宮城野村	土木路技手	古屋 徒她
足柄村	豊川村	土木路技手	関沢 高明
上府中村 (下曾我村八年度農振工事ヲ含ム)		土木路技手	国次
片浦村	岩村 真鶴町 福浦村 吉浜村 湯河原町	道路技手	志沢 義
湯本町 (国道一号线ヲ除ク)	湯本元箱根線 畑宿 檜木茶屋 暗渠マデ	土木路技手	笠木 善次郎
下府中村	酒匂村 (田島村八年度農振工事ヲ含ム)	土木工手	八木 森
芦ノ湯村	箱根町 元箱根村 仙石原元箱根線 仙石原村界マデ	土木工手	福島 晴磨
国府津町	前羽村 下中村	土木工手	星合 清吾

田島村 下曾我村 (但シ八年度農振工事ヲ除ク)	土木工手	反町泰吉
大窪村 温泉村	土木工手	龜井 伯
湯本町 (湯本元箱根線及農振工事ヲ除ク)	道路工手	尾 勇夫
旭橋改築工事	土木工手	内堀朝治
湯本元箱根線畑宿樫木茶屋ヨリ国道一号線元箱根村分岐点マデ	土木工手	松尾 勇夫

(仙石原村役場「土木書類」(昭和八年)箱根町役場蔵)

一八 時局に対する国民の信念培養の指導要項

実施事項

八教第八六〇号

昭和八年四月二十一日

学 務 部 長

市町村長
学校長 殿

昭和八年三月三十日文部省訓令第三号並ニ第四号ヲ以テ現下ノ非常時ニ処スヘキ国民ノ覚悟ニ関シ訓令相成リタルニ付テハ特ニ左記指導要項並ニ実施要項御留意ノ上貴部内学校青年訓練所社会教育関係諸団体社宗教団体等ト提携シ訓令ノ趣旨徹底方ニ関シ万遺漏無キヲ期セラレ度旨其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モ有之依命此段通牒候也

記 指導要項

- イ 時局ノ真相ヲ明ニシ正義ニ立脚セル国民的信念ノ透徹ヲ図ルコト
 - ロ 中正ナル思想ヲ堅持シ各其ノ分ニ励ミテ奉公ノ誠ヲ竭サシムルコト
 - ハ 社会ノ現状ニ鑑ミ相戒メテ風教ノ肅正ニ努メシムルコト
 - ニ 堅忍持久ノ精神ヲ養ヒ克己ノ生活ニ耐ヘシムルコト
- ### 二 実施要項
- イ 敬神崇祖ノ思想ノ徹底
 - ロ 国旗掲揚ノ奨励
 - ハ 時局ニ関スル訓話
 - ニ 体育ノ奨励
 - ホ 団体的行動ノ訓練
 - ヘ 公共的運動ニ対スル協力ノ奨励
 - ト 風紀肅正並ニ生活ノ緊張ニ関スル協同的行動ノ奨励
 - チ 困苦欠乏ニ耐フル訓練
 - リ 警備並ニ防空ノ訓練
 - ヌ 銃後活動ニ関スル訓練

備考

文部省訓令第三号第四号ハ昭和八年三月三十日官報参照

(「神奈川県公報」第六七四号)

一九 神奈川県精神作興週間に關する件要項

精神作興週間に關する要項

一 題 旨

「国家興隆ノ本ハ国民精神ノ剛健ニ在リ」我徒この聖旨を奉体して策勵奮起その徹底を期すべく微力を傾倒する所あり 之れを以て既に教化の大綱略々整へるものあるを見るも時局の変転日に甚だしくして之れに対応すべき方途尙未だ備はらざるに今又未曾有の時艱に遭遇せり 偶々本年十一月十日は先帝この大詔を渙発せられて満十年に相当すその「今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスンハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル」の詔尚炳乎たるを拜すれども我徒の微力遂に聖慮の万一に奉答し得ずして今日に至る真に恐懼に堪えず 茲に既往を省み更に現下世局の弥々重大なるに想到して感慨量るなし仍ちこの記念の時を迎へて茲に精神作興週間を設定し新にこの聖旨を奉じ且今次国際連盟離脱の際して賜りたる詔書の御趣旨の普及徹底を図り以て非常時國民の

精神を振作し自力更生の意氣を喚起し挙国振張の実を挙げむことを期す

二 強調要目

(一) 国民相戒メテ自己ヲ反省シ家族的協同生活ノ本義ヲ自覚セシムルコト

(二) 非常時日本ノ真相ヲ明知シ挙国振張ノ秋タルヲ痛感セシムルコト

(三) 克己忍苦ノ修練ニ耐ヘ剛健ナル国民精神ヲ振作セシムルコト

三 運動の機関

中央及道府県教化連合団体之れが主体となり中央地方官民各方面は勿論各種有力団体言論機関放送局等の賛助協力を求めて全国一齊に運動の徹底を期すること

四 期間及実行事項

(一) 期間

十一月七日より十三日まで (詔書渙発記念日たる十一月十日を中心とする前後一週間)

右の内十一月十日を「克己日」とす

(二) 実行事項

(イ) 全期間中の実行事項の一斑

- 1 各地方の実情に基づき週間中の各日につき適切な実行事項を定めて其の実行をなすこと
- 2 本週間を起点として団体的申合せによる生活更新の実行を期すること

- 3 懇談会座談会講演会講話会其他適宜集会を催し時局の真相を熟知せしめ聖旨を徹底せしむること

- 4 印刷物の配布「リーフレット、ポスター等の配布」

(ロ) 克己日「十一月十日」の実行事項の一斑

- 1 各戸に国旗を掲揚すること

- 2 道府県市町村部落団体等に於て神社（又は仏閣学校等）に参集し多摩御陵遙拜式並に詔書奉読式を挙げ終つて共同の実行事項を定めて厳肅なる宣誓をなすこと等

- 3 町村部落団体等に於ては適宜起床時間を定めて一斉に早起を敢行し良習慣の動機となすこと

- 4 国民各自身辺を顧み克己忍苦以て非常時に処する生活訓練をなすこと

- 5 当日の克己によりて節減し得たる余財は額の多少

を論ぜず之を提出して軍資金国防資金出征軍人並遺家族慰問金国債償還資金其他公共施設資金に献じ又は各自貯金或は共同積立金に充つること

神奈川県社会事業協会教化部

（仙石原村役場「庶務書類」昭和八年）箱根町役場蔵）

三〇 神奈川県下自力更生町村の事例(一)

〔表紙〕

昭和七年十月

更生へ進む滞納無き町村

神奈川県市町村更生委員会

序言

近時農山漁村の疲弊中小商工業の不況は愈々深刻となりその影響が漸次公租公課の上に及ぼしつゝあることは洵に憂ふべき現象である。市町村税に於ても近年を逐うて滞納が著しく増加し試みに之を本年七月一日現在の過年度滞納額について表示すれば

大正十五年度以前ノ分	一、〇七〇、三〇〇円	昭和四年度分	五三、三九円
昭和元年度分	二七、六四円	昭和五年度分	八〇、九八円
昭和二年度分	二七、六四円	昭和六年度分	一、三七、六八円
昭和三年度分	二七、六四円	昭和七年度分	一、三七、六八円

となりその累計は実に四、三二〇、九一三四の巨額に達し方に市町村財政をして危機に瀕せしめつつある。

かくの如く民心の弛緩と財政窮乏の結果滞納の弊風が滔々として拡大せられて行くのは真に遺憾に堪へない次第であるがその中に立つて克く納税の義務を怠らず全然滞納のない町村が現に県下に八つも存するのは聊か意を強うするに足らう。其の由来する所を尋ねれば或は村民の自覚に基くもの或は村当局の指導又は施設の宜しきを得たるによるもの或は聖賢の薫化今日に及べるもの等多種多様であるが要するに村民と村当局とが一致協力して自力更生の途に邁進した結果に外ならぬのである。以下之れ等滞納なき八ヶ町村の努力の跡を検討し以て自力更生の資料たらしめたいのである。

昭和七年九月

神奈川県市町村更生委員会

目次

- 三浦郡 初声村
- 中郡 南 秦野村
- 鎌倉郡 村岡村
- 足柄下郡 箱根村
- 足柄上郡 共和村

- 足柄上郡 清水村
- 足柄上郡 桜井村
- 足柄上郡 金田村
- 更生へ進む滞納なき町村

三浦郡初声村

本村は三浦半島の西端に位し浩渺たる太平洋の波の磯うつ所山紫に水清き勝地である。畏くも上皇室に於かせられては此の地を以つて御用邸御造営の地として御選定遊ばされて居るのであつて戸数六百二十三戸人口三千六百八十九人の農漁を主たる生業とする村落である。

本村が納税完納村となる迄即昭和二年度以前に於ける納税状況を見るに明治三十四、五年頃は村治上にも兎角円満を欠き納税成績も亦甚だ宜しくなかつた。依つて明治四十四年頃大いに納税思想の普及に努めたのであつたが容易に良好なる結果に至らず。国県税は相当の成績を示してゐるに拘らず村は毎年度出納閉鎖期の近くになつて俄に滞納の督促を強行して辛うじて年度内に完納せしめつゝあつた様な状態であつた。当時の郡長からも此の弊風を改めて納期を厳守せしめる様屢々催告もあつたのであるが未だ村民の心を一新せしめるに足る適当な機会もなく荏苒年を経つゝある中昭和三年二月現河

田村長の提唱に依り御大典記念事業として従来ある五人組の組織を利用して全村に亘り九十の納税組合を作るに至つたものである。

爾來各納税者は夫々組合長へ現金と徴税令書を持参し組合長は之を取纏めて納期末日迄に役場へ納付することとなつたが一部の組合では日掛又は月掛の貯金をなし之を税金に充てるの方法もつた。昭和六年度に至り満三ヶ年完納の組合八十四を表彰し大いに其の功勞を賞揚すると共に弥々此の良風の永續を期せしめ且一般村民の奮起を促した結果諸納税期の末日は組合關係納税者が先を争つて役場に殺到するといふ有様である。

現下不況の秋尚且此の美風の保持せられてゐる所以のものは現河田村長の組合提唱に起因するは無論であるが村民が之れに呼応して一致協力その完成に力め各自勤勉力行大いに敦厚なる氣風を振作した賜とも謂ふべく一戸当二十九円の高率なる村税も勤勉節約をモットーとする村民の前には何等の痛痒をも感ぜしめないものゝ様である。

此の外本村には全村を区域とし村長を組合長助役を副組合長として昭和四年七月に創立せられた有限責任初声信用販賣購買組合がある。之が利用に依つて農山漁村不況の波を自力によつて漕ぎ進まんと努力しつゝあるは実に頼もしい村と謂ふべきである。

中郡南秦野村

本村は彼の煙草を以て有名なる秦野町の南方に在つて戸数八百五十八人口は五千三十五人を有する村落である。

本村民は従來農を以て本業としてみたが隣接秦野町の發展と小田急電鉄の開通に伴つて本村地内に停車場を設けられてから急速な發展をなし商工業者の來往も頻繁となり且全戸数の約半数は何れも各種の商工業を営むに至つた。然し營業者の大部分は日月税者であり随つて業者の転出入も繁劇である所から人情も一樣ならず貧富の懸隔も甚しく負担の公平納税の円滑を期することは頗る困難なことであり村当局の常に苦慮する所であつた。従來本村は納税成績が余り良好の方ではなく動もすれば滞納が増加するといふ傾向を示すに至つたので当局者は此の弊風を一掃する為めには納税組合を組織することが緊要であることを痛感し明治四十四年の初期に於て試に宇西大竹に納税組合を設けたのであつたが其の成績が極めて良好であつたので全村に亘つて之が設置を見るに至つたのである。

組合は各字毎に一組合として十五組合を作り各組合には組長を置き更に各組合が数組に分れてゐる。各戸には納税期限一覧表を配布し予め納税期日を一般に知悉せしめ徴税令書は役場から之を組長に交

付し組長からは組合員に配布し且税金を取纏めて収入役に納付するの制度を採つてゐる。納税組合が設置せられてからは納期迄には完納されるのが常例となり適々納期に後れる様なものがあつても期日後三日以内には各税を通じて屹度完納せられるといふ様な優良の成績を示して居る。

尚本村は南秦野村納税組合表彰規程を設けて毎会計年度末には表彰式を挙げて表彰金品を贈り或は納税奨励に関する講演会を開催し或は小学校児童を通じて納税の重要な所以を説き或は納税標語を配布する等常に納税義務の觀念を鼓吹してゐる結果村民亦克く当局の意の存する所を諒得し滞納は恥辱の最たるものであるとなし互に競つて其の義務の履行に力めるといふ風になつた。農村不況に喘ぐ折柄自立的更生の実を挙げつつあるものと謂ふべきである。

鎌倉郡村岡村

本村は東海道線の藤沢駅から六、七町の処に在つて戸数は僅に二百四十五戸人口千六百九十八人といふ民風の頗る質朴敦厚なる一小村である。歴代の村当局は常に村内の情況に細心の注意を払ひ且役場吏員の言行は直に村民視聽の的となり其の思想上に及ぼす所亦極めて深きを信じ常に其の儀表たらんことを念とし又機会ある毎に村民

一般に村勢並に財政の情況を周知せしむると共に納税思想の涵養に最善を竭して居る。従つて役場事務の如きも凡て整然として一点の疑惑を受くるが如きことなく村民は亦当局者に絶大の信頼を寄せてゐる。

この故に納税成績は単に村税のみならず県税国税に就ても頗る良好であつて昭和五年には国税二十ヶ年完納の故を以て表彰を受けるに至つた。依つて益々従来の納税成績を保持せんが為に昭和六年納税奨励規程を制定し納税組合の設置を奨励した結果現に十五の組合が組織せられ村民二百五人が之に加入してゐる。納期内完納者には納税額の一割を奨励金として交付する予定である。

村民は又一一致協力して経済上の共同施設を企画利用して居る。其の主なるものは村岡村購買販売利用信用組合園芸組合等である。加入者は二百二十七を算し生産の統制規格の統一販路の拡張消費の合理化を図り貯蓄の奨励及金融の円滑方法を講じ着々其の実績を挙げつゝある。信用組合に於ける貯金額の如きは現に十万余円に上り多くの農村が不況に悲鳴を上げつゝある今日更生の歩を強く堅く踏みしめ進むものと言ふを憚らない。

足柄下郡元箱根村

本村は所謂総称しての箱根の中心を為す地域を占め湖上の富士を以て有名なる芦ノ湖の大部を含む広大なる地籍を有して居る。戸数は僅々八十四戸人口四百五十六人の小部落ではあるが箱根権現姥子大涌谷等の名勝史蹟は何れも同村内に在る。住民の大部は所謂遊覧地箱根の恩恵と冬季に於ける篠竹採取等の山林収入に依つて生計を立てつゝある。

實質的には極めて小村であるから行政組織も他と異り明治十四、五年戸長役場の時代から隣接箱根町及芦ノ湯村との組合を組織し来たもので現に箱根町外二ヶ村組合と称し役場事務の全部並救助事務勸業事務教育事務の共同処理をして居る。

従前から広大な基本財産土地を所有して居たのではあるが其の一部が御料地として宮内省御買上の恩典に浴した結果現金有価証券合せで二十余万円を有するに至り其の益金を以て村費全額を經理し得たが為に大正十四年度迄は村税を賦課する必要もなく県下唯一の無税村として全国的に其の名を知られて居たが水道布設其の他事業の爲基本財産を村費に運用した結果自然収入の減少を来し 大正十五年 昭和三十二年 始めて県税雑種税附加税を賦課し昭和二年度からは戸数割を除く他の国県税附加税全部を賦課することゝなつて現在に及んだものであるが当初から滞納として翌年度に繰越された事実はないのである。

前記の如く村税の賦課が徐々に始められたといふ関係とまだ他町村に於て最も徴収に困難を感じつゝある戸数割を賦課して居ない為に納税者が割合に苦痛なく義務を果し得るといふことも言へようが其の間豆相大震災に依る甚大な被害及今次の深刻な不況等打撃いての打撃に遭遇しながらも尚且村税完納の美風を持続しつゝあることは村民の不撓不屈の精神の発露とも言ふべく自力更生の範を如実に示したものと称すべきである。

足柄上郡共和村

東海道山北駅から溪谷を辿り山嶺に倚つて急傾斜の小径を登ること約二里海拔三百米の高処に点在する二百有二戸の村落が此の共和村である。素より山間の僻村交通機関と言ふべき程のものは何一つ無く自転車の利用さへ殆ど不能の状態にある。住民は五百二十八人あるが生業の主なるものは養蚕や薪炭等で天恵の薄い山村ではあるが民情は極めて質朴温順である。

村役場には吏員としては従来村長唯一人であつたが大正十年信用組合の事務を取扱ひ始めてからは助役も常勤し収入役は村長兼撰のまゝで事務の整理も極めて良好であるから村民の信頼も亦厚い。

歴代の当局者は頗る村政に熱心で常に村民を相誠め相励まして勤儉

第1章 国民更生 経済更生運動

貯蓄を奨励し大正十年三月には村民一般より成立せる前記信用購買組合を設立し事務所を役場に置いて一切の事務を処理し金融の円滑を図ると共に貯蓄の觀念を普及せしめ各戸毎月一口二十錢以上の強制的貯蓄を励行して居るから現に打続く農山村の不況にも各自相当の貯金を有し青年団処女会戸主会等の団体預金を合せると約八万円の巨額に上つてゐる。

又村の一般経費の中に村有林管理費（造林下刈）數百円を計上して比較的納税困難と認められる者には該労役に服して之を納税の資に充てしめてゐる。尚大正十三年以来県有林野の砂防工事が行はれてゐるので無産階級の者も金融が潤沢であり且之等に対する労銀の支払は凡て信用組合で取扱ふ關係上自然納税成績も良好となつたものである。

足柄上郡清水村

本村は県の最西部に位し戸數三百十八戸人口二千六百人を有する村落である。

村内には東京電燈株式会社の峯風の両大発電所が在るので従来該会社の納める營業稅附加稅（現營業收益稅附加稅）だけでも相当多額に上るために一般村民の負担は比較的輕く財政的には大いに恵ま

れて居つた關係上納税に就ては苦慮する者もなかつた。然るに近來会社の事業不振から其の納税額も年々に減少して行くので其の補填は勢村民の負担を増加することとなり大正十三年に於ける一戸当りの負担は七円昭和元年度に於ては十四円七年度の如きは十三円といふ風に漸次増加して來た結果滞納の弊が漸く現れて來るやうになつたのに鑑み昭和六年各部落に二組宛の納税組合を設置して組合長副組合長を置き凡ての税金は組合長が取纏めて期日までには必ず納付することとし年一回の納税金額に応じた奨励金を交付することになつた。

又村当局は地味が茶業に適してゐることを力説して大いに茶園の開墾増植を奨励し産業の振興を図り昭和元年には製茶事業の村営を企画して工場を新築し數台の製茶機械を据付け村内の生葉を一手に引受けて製造出荷した処成績頗る良好で年々に隆昌に趣き相当村民の福利を増大しつゝある。

尚昭和二年からは自動車運輸事業の村営を計画し特別經濟を以て之を実施するに至つたが現在では昭和七年度予算一万四千元に上り昭和五年度の決算では村一般費の繰入を為さずに約一千円の剰余金を生ずる様な有様で相当収益を得つゝある。

斯く村当局は常に村民の福利を増進することを念とし一方財政的に

も恵まれてゐるので当局に対する村民の信望も篤く従て納税の成績にも好影響を及ぼし今日完納村の誇を贏ち得たものと思はれる。

足柄上郡桜井村

酒匂川の西岸に在つて戸数は二百七十六戸人口千六百二十六人を有する純農村で彼の尊徳二宮翁出生の地である。

翁の薫化は今日に及び村民が翁の徳を慕ふの念は頗る篤く勤儉力行義務を重んずるの風が全村に漲つてゐる。小田原急行電鉄の開通以來交通は至便となり沿道の村民には人情に風俗に著しく頽廢の嫌あるものも少なくないが本村は華美に流れず軽浮の風の染まず文明の利器を利用して益々産業の振興に力めてゐる。

永年に亘る勤儉努力の効は各戸に報いられ本村には大なる富豪とては無いが富は広く均霑し純小作人僅に四十余他は何れも相当田畑を所有し耕作反別一戸当平均一町歩余に及び殆ど二毛作を為してゐる。又近年米穀価格の低落に鑑み果樹園芸に一層の力を注いだ結果昭和三年頃より葡萄酒産額一万貫価格三千余円無花果年産額三万箱価格亦三千余円梨の産額は五六千貫二千余円の収益に上り裏作の主なるものには一寸蚕豆の年産五万貫五六千円の如き何れも出荷組合の手を経て小田急電鉄を利用して東京小田原熱海方面に販出せられ

る。

細綿ひ俵編み蒔織等生業上の必需品で自家に於て製作し得るものは凡て夜業を以て之を処弁し四季を通して昼夜間断なく業務に精勵する有様であるから全く貧困者と称すべき者なく大正十二年創設せられた信用購買組合も遺憾なく利用せられて居る。本年度に於ける一戸当三十四円五十銭といふ村税負担も何等苦痛を感ずる者なく納付せられつゝある。克く自力を以て向上發展しつゝある良村と言ふべきである。

足柄上郡金田村

本村は酒匂川の東岸に在る戸数三百十八戸人口二千二百二十八人の純農村であつて生業は主として米麦作野菜養豚養鶏果樹園等である。位置地勢等の關係上一般に財政的には恵まれず比較的有産階級の人も少く従つて納税困難の人も少くないのであるが歴代の村当局に其の人を得大正十年頃には納税遅延勝の者へは村長自ら出向き時には親戚知人等を立会はせて大いに納税義務の重大を説き或は金策を受け或は強圧的訓誡督励を試みる等百方手を尽し又集会等の機会ある毎に納税觀念の鼓吹に力めた結果村民も大いに理解し「滞納して多くの人に迷惑を掛けることは大なる罪惡である借金しても税金

だけは期日迄に必ず納めなければならぬ」との自覚を深める様になつた。

大正十二年従来の五人組の制度を活用して納税組合を設け十戸乃至十七戸を以て一組合を組織したが其の数が現に三十二ある。又昭和二年三月には金田村納税奨励規程を設けた。

之れ等の定めに依ると納税組合長は各自組合の税金を取纏めて納入する制度であるが表彰区分の關係上特に納税指定日（納期日の二日前）を定め指定日迄に完納した組合は優良組合納期日迄に完納した組合は佳良組合として表彰に等差を設けてある。

繼續五ヶ年間納期内完納組合 七

同 四ヶ年間納期内完納組合 一五

同 三ヶ年間納期内完納組合 二二

其の他も納期日後二三日中には全部完納するといふ状態である。

前記納税優良組合に対しては毎年一回村民一同を集めて表彰式を挙げるのであるが此の時は税務署長県税務出張所長等の臨席を乞ひ式後納税に関する講演会を催するのが例である。

其の他徴税令書納額告知書等を差込み置く状差を各戸に配布し之には各税の納期を印刷して置く等細心の注意を払つて常に納税思想の普及に努めて居るから納税義務觀念は相当徹底し可なりの困苦を忍

びつゝも納税成績は極めて良好である。

尚昭和四年十一月東京税務監督局長より昭和三年度国税完納の廉により表彰を受くるに至つた。

（仙石原村役場「庶務書類」(昭和七年)箱根町役場蔵)

三 神奈川県下自力更生町村の事例(二)

再び更生へ進ム滞納ナキ町村ニ就テ

昨年七月一日現在ヲ以テ市町村税ノ過年度滞納額ヲ調査セルニ実ニ四、三二〇、九一三円ノ巨額ニ達シ方ニ市町村財政ノ危機ヲ思ハシメタルニ此ノ間ニ処シテ全然滞納ナキ町村ガ八ヶ町村モ存在セシコトハ我が郷土ノ誇トシテ當時天下ニ発表セシ処ナリ

然ルニ本年三月末現在ニヨリ更ニ市町村税ノ滞納額ヲ調査セルニ驚クベシ総額五、七五一、八一六円ノ巨額ニ達シ昨年七月一日現在ト比較スルニ一、四三〇、九〇三円ノ増加ヲ来セリ而シテ自力更生ノ模範ト謳ハレタル滞納ナキ八ヶ町村中依然トシテ其ノ名聲ヲ保持セルハ三浦郡初声村中郡南秦野村足柄上郡桜井村ノ三ヶ村ニ止マリ鎌倉郡村岡村足柄上郡共和村清水村金田村足柄下郡元箱根村ノ五ヶ村ハ僅カナル滞納額ノ為ニ此ノ列ニ残ラザリシハ誠ニ遺憾ノ極デアラル然シ乍ラ茲ニ吾々ノ最モ誇リトナスベキハ此ノ滔々タル滞納ノ弊風

ノ間ニ処シテ新タニ滞納ナキニケ村ヲ加ヘ今尚五ケ村ノ税金完納ノ美風ヲ保持スル優良ナル町村ヲ有スルコト、ナリ今左ニ新タニ更生ヘ進ム滞納ナキ町村ニ加リタルニケ村ノ努力ノ跡ヲ檢討シ以テ自力更生ノ資料タラシメントス

更生ヘ進む滞納なき町村

足柄上郡曾我村

東海道線下曾我駅から西北へ約半里戸数四七〇人口三〇〇〇其の面積五万軒の純農村である

村民は古くから農業を営み質朴勤儉よく其の生業に励み東海道線は村内中央を南北に走り文化の煙は豊饒な田園から軽佻浮薄な生活へと間断なく誘惑するけれ共天与の土を固く愛する村民は如何なる誘惑にも惑はず孜々として天来の生業を完うせんとする牢固なる信念は遂に平和村模範村として今日あらしめた所以であり此の麗しい思想が村政に反映し滞納なき町村として推賞される様になつたのは寧ろ当然と謂はねばならぬ。

けれ共多年の間には経済界の変動あり財政窮迫の時細民をして完納せしめる為歴代の理事者が嘗めた幾多の苦心を想はねばならぬ。又明治四十年の頃一時政浄(マヤ)から此の平和村を攪乱せむとする秋さへあ

つた。当時一部理事者に対する反感等から動もすれば滞納者を出さんとする危機に当面した時の理事者は深く之を憂へ考究の結果青年団員をして督励せしめる事とした。即ち理事者は更めて青年団員に納税義務の重大を説き各部落の団員は各自部落を受け納期の前後各戸を訪問して督励した。大概一名位の青年を有する各戸は名誉の為互に競って納税する様になつた。爾来約五ケ年間此の計画を継続したが青年団員は或は納期の前日納税者を訪れて納期日を注意し期日の翌日は更に各戸を訪ひ納入済か否かを質し未納者に対しては完納に到る迄は何回となく訪問する等此の間に於ける彼等の努力は真に涙ぐましいものがあつた。

理事者の此の計画は真に當を得たものと謂ふべく此の結果納税成績は目に見えて向上し納税思想は此処に根強くも亦完全に播植されたのである。爾来今日に到る迄此の思想は聊かの動きもなく継続され納期日には一日にして殆ど全額納められ時に二、三困窮者に於て都合の為遅れる事はあつても必ず納期日には役場に出現して事情を訴へ数日内に日を約して去れば必ず約束の日には完納され無断滞納する様な者は全くない。

昭和六年四月従来殆ど有名無実であつた納税奨励規程を根本的に改正し平均八戸位を単位とする納税組合六十を組織し伝統的に優秀な

納税成績へ更に一段の拍車を加へる事にした。
規程第四条に

一ヶ年ヲ通シ納期指定日迄ニ完納セル組ニハ左記標準ニ依リ奨励
金並賞状ヲ交付ス

- 一 国税納付金ノ千分ノ一 (当該組合員総額ノ税額)
 - 一 県税納付金ノ千分ノ二 ()
 - 一 村税納付金ノ千分ノ二 ()
- 四ヶ年間統続完納セル組ニ対シテハ其ノ組ニ於テ四ヶ年間受領セ
ル奨励金ノ十分ノ一ヲ交付ス

とあり此の規定に基く第一回表彰式を客年十二月小学校で挙行した
表彰を受けたもの実に全組合当日は名誉職は勿論全村民出席して質
素乍らも村内の手料理に満喫し甘露に酔ひ乍ら表彰を感謝する和氣
霽々たる情景は現代稀に見る理想郷といはねばならぬ。斯く村民の
脳裡へ深刻に浸潤された納税思想は総てに反映して農會費部落協議
費赤十字救済會々費等諸団体費徴収に当ても期日違はず納入して理
事者に手数をかける様なことは絶対にない。

又理事者及有志は政争から来る村内の軋轢を極度に憂へ村民の親睦
を図ると共に生活を改善して其の安定を図る為客年十二月全村民を
會員とする公正会なるものを組織し会長以下役員はよく會員を善導

し一糸乱れず目的に邁進しつゝあり。理事者の指導は村民の自覺と
相俟つて今日の善蹟を挙げ得た事は真に模範とするに足るものであ
る。

足柄下郡仙石原村

本村は足柄下郡の西端箱根連山の中腹に位する高原の一寒村に過ぎ
ないと雖天然の宝庫たる温泉隨所に湧出し四圍何れも山岳重疊して
中央に潤け南に芦ノ湖を控へ西空には富士の靈峰を仰き而も芦ノ湖
を源とする早川の溪流は滾々として東流し山に水に風光絶佳而も第
二号国道村内を貫通して交通至つて便利であるが為四季を通して浴
客遊覽客の絶えることなく誠に羨望に値する仙境である。戸數百八
十六人口千六十余人何れも農業林業を以て生業としてゐる。民風頗
る質朴敦厚且つ当局との接触緊密であつて相提携して村治の發展に
努めてゐる。

歴代の理事者は常に村内の状況を監察して機会ある毎に村勢財政の
現況を一般に知悉せしめて改善の資料とし殊に納税思想の涵養に付
ては更に一段の力を加へて之か徹底を図つて居るか故に村民全体は
從來から国県村各税を通して全然滞納の声を聞かないのであるが偶
々村内土地の異動に伴つて他市町村人が納むべき不動産取得税を滞
納することがあるので折角完納の美風を是れ等の人々によつて傷つ

くることのあるのは同村のため甚た遺憾に堪へないのである。然しながら周囲の感化は遂に彼等をして常道に導き茲に全く滞納なき村として県下に其の誇を示し得たのである。

納税奨励施設としては村規程に基いて相当の予算を計上し毎年一月開会する戸主会の総会席上で表彰状に物品を添へて之を贈呈し表彰を続けてゐる納税組合は全村一組合（組合員一八六人）として活動してゐる。

今や世相は刻々として變化し財界又混沌として累卵の危ふきにある今日尚且此の美風を完全に掌握し得た所以のものは理事者不断の努力は勿論であるが一面村民一般の不撓不屈の精神の発露の結果と云ふべく自力更生の範を如実に示すものと称して敢て過言でないのである。

（仙石原村役場「庶務書類」（昭和八年）箱根町役場蔵）

三 昭和十年度精神作興週間ならびに運動に

関する件要項

（表紙）
昭和十年度

精神作興週間並克己日運動に関する要項

愛国婦人会神奈川県支部
財団 中央教化団体連合会
法人

目 次

- 一 趣 旨
- 二 指 道 要 目
- 三 運 動 の 機 関
- 四 期 間 及 実 行 事 項
 - (一) 期 間
 - (二) 実 行 事 項
- 五 準 備 及 施 設
 - (一) 中央教化団体連合会に於ける準備及施設
 - (二) 道府県朝鮮台湾各教化連合団体に於ける準備及施設

精神作興週間並克己日運動に関する要項

一 趣 旨

曩に重畳せる困難打開の一方途として昭和八年十一月十日国民精神作興詔書發十周年記念日をトし前後一週間官民各方面協戮の下に「精神作興週間」並「克己日」を設定して全国民の精神的総動員を促し以て聊か非常時下に於ける民心の振作に資する所あり爾來この声歳と共に大を加ふ惟ふに本運動たる「國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ」との聖訓を恪遵し國民各自職分淬励の裡